

## 令和7年度第4回袖ヶ浦市文化財審議会

1 開催日 令和8年2月12日(木) 13:30~15:30

2 開催場所 袖ヶ浦市役所北庁舎会議室3-3

### 3 出席委員

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 会長 | 高橋 克  | 委員 | 井口 崇  |
| 委員 | 野尻 孝明 | 委員 | 實形 裕介 |
| 委員 | 成田 篤彦 | 委員 | 濱名 徳順 |

(欠席委員)

|     |      |  |  |
|-----|------|--|--|
| 副会長 | 笹生 衛 |  |  |
|-----|------|--|--|

### 4 出席職員

|        |        |     |       |
|--------|--------|-----|-------|
| 教育長    | 鴫田 道雄  | 主査  | 前田 雅之 |
| 生涯学習課長 | 長谷川 秀明 | 学芸員 | 池田 輝  |
| 副課長    | 田中 大介  |     |       |

### 5 傍聴定員と傍聴人数

|      |    |
|------|----|
| 傍聴定員 | 5人 |
| 傍聴人数 | 0人 |

### 6 議題

- (1) 指定文化財候補について(百目木神楽)
- (2) 指定文化財候補について(蔵波八幡神社本殿)
- (3) 令和8年度文化財保護事業について
- (4) 令和8年度文化財審議会の日程について

### 7 報告

- (1) 山野貝塚シンポジウムの開催結果について

## 8 議事等

(1) 指定文化財候補について（百目木神楽）

事務局：資料に沿って説明

野尻委員：資料6、7ページの地図だが、参考資料は何か。平成13年の資料とのことだが。

事務局：平成6年度の千葉県民俗芸能緊急調査報告書、平成13年度の久留里城址資料館企画展図録の製作資料から作成した。

野尻委員：三箇の神楽は昔の8mmテープの音源で踊っているということか。

事務局：そうである。

高橋会長：房総半島に伊勢神楽の獅子舞が広まっていった流れはよく分かる。久留里藩領の影響は、久留里藩領に独特の風習で、ちょっと外れるだけで。この地域だけなのか、他の地域にも見られるのか、久留里藩がバックアップしていたのか、という事をもう少し調べた方が良い。

事務局：一番多いのは亀山の方ですが、村の単位が小さいので、細かくドットを落とすと数が目立ちます。

高橋会長：本職がきて、地元の人が習っていくのが分布に現れている。伝わり方が面白い。あとは現状について、例えば獅子舞を行うのはこの家でないといけないなど、そういう条件が決まっているのか。村でやっている神楽は第一条件は村のひと、長男でなければならないとか、獅子を舞う人の家柄とか、個別の役柄の残り方をチェックしておいた方が良い。お囃子がなくなった場合、どこがお囃子の家だったか調べると面白い。獅子神楽の組織図を確認すること。

指定するなら獅子神楽の組織を指定する。一番の問題は、保存会がないので先が見えない。維持していく団体などがあれば、指定しますという言い方をしていた。

事務局：保存会がないので、自治会単位での指定を考えていましたが、それではもんだいでしょうか。

高橋会長：自治会なら自治会でもよいが、自治会の予算を付けているよ、自治会で継続させているという議事録に載っていないといけない。所有者がノーといたら指定できない。保存会があっても断られたら指定できない。あいまいな団体が対象であると指定はできないのではないかと。

神社の祭礼の場合、氏子会が主催なのでそのまま保存会になるパターンが多かった。受け皿の団体がないとお金を渡すなどできない。困ったことがあった場合、文化財行政でどうにかしないといけない。このような場合、袖ヶ浦市の条例にはないが、登録文化財の制度を入れておく。建造物から民俗も登録が入ってきて、すべての文化財に掛かるようになって、あいまいで補助金出せない時に、でも残して欲しいという思いがあるなら、登録という形を考える。もしくは記録選択という形もある。国の方は全てに網をかけている。そういった上手く使えるような条例を作った方が良い気がする。一度現場も見てみたい。

事務局：ゴールデンウィークか海の日前後で定例となっているので、ご連絡します。

## (2) 指定文化財候補について（蔵波八幡神社本殿）

事務局：資料に沿って説明

野尻委員：資料12頁の基礎資料調査は誰が行ったのか。

井口委員：調査は千葉大学工学部の大河直躬先生が行っている。

野尻委員：平面の図面はあるが、本殿の中の小さな建物は図面に描かれていないようだ。

高橋会長：修理もしているので、棟札もあるかもしれない。

野尻委員：本殿が傷んでいるので、覆い屋がない時期があり、向拜の部材も新しくなっているのだろう。大河先生が調べてそう書かれているのなら、その通りだろうと思うが。追加の調査をすることで、何をどう調べるか。

高橋会長：あとは内殿の中を開けてみるしかない。

事務局：基本的には基礎調査の伝承にある天正8年程度の建築と考えられる、という内容で間違いはないということか。

野尻委員：それをもう一度確認する、ということ。写真にある垂木に充てていたのは何か。

事務局：拝殿内にあったほうきの柄です。

濱名委員：阿弥陀如来坐像ですが、写真を見る限りでは鎌倉仏には見えない。あるとしたら平安時代の古い時期、例えば10世紀とかの平安仏にはこうした様式がある。蔵波辺りに平安仏があってもおかしくないので、見てみる必要がある。写真でも判断できるが、実物を見る必要がある。表面が塗られている可能性がある。年代観を見るにはお像の構造を見る必要があるので、実物をきちんと見る

必要がある。

事務局：阿弥陀堂の調査もありますが、最初から調査に同行してもらって良いか。

濱名委員：阿弥陀堂の五輪塔は室町、戦国期で良いと思う。垂木の反りについては、本来軒の部分の反りを見るべきではないか。

野尻委員：反りを持つものがないわけではないが、垂木先端の方に反りを入れるのが普通である。柱については元々八角形のものを上の方だけ丸くしたものである。

事務局：改めて調査をしてもらおうということでよいか。

野尻委員：承知しました。

實形委員：社伝で天正8年の移築と伝えているが、天正8年は里見義頼と梅王丸の継承者争いをして、義頼が勝利し、この地域を掌握した時期である。葛田家にも同年の印判状が出ている。それを考えると蔵波砦のあたりを里見が支配し、荒廃していた神社を再建した、と考えるとストーリーとしては良い流れになる。久保田と椎津は北条にとられ、蔵波砦が最前線になる。ただ天正5年に和睦しているので、戦う必要はない。そのために中腹に神社を再建して、この地域を治めていったということが言えるのではないか。

### (3) 令和8年度文化財保護事業について

事務局：資料に沿って説明

野尻委員：延命寺の両界曼荼羅について、かなり傷んでいるそうだが修復の予定はないか。

事務局：両界曼荼羅は精細な写真もなく、価値づけが済んでいない。まずは資料のデジタル化の試みの中で、詳細な写真を撮影する検討をしたが、助成金が得られず頓挫している。デジタル化する資料を絞ったうえで両界曼荼羅の撮影を行い、資料の価値づけを進めて行こうと考えている。

井口委員：デジタル化の話で、今までも発掘調査の報告書はデジタル化して公開しているが、それはどれくらい進んでいるか。

事務局：平成24年から報告書は自分たちで判を組んでデジタル入稿しているが、それ以外でも製本会社からPDFデータを納品してもらっている。それをホームページ上で公開している。

井口委員：古い時代の報告書についても、そのように公開するつもりはないか。市原の

文化財センターは殆ど全て公開していて、とても便利になっている。人手があればPDFは作っていただけるので、そういった事も考えていただきたい。博物館法が変わって博物館はデジタルアーカイブ化していくという流れになっている。そういう動きの中で、博物館と連携しながらデジタルアーカイブ化を進めると良いのではないかな。

事務局：報告書であれば裁断してPDF化ができるので、すぐできるところからデジタル化は検討していきたいと思う。両界曼荼羅についても価値づけして保存処理ができる状態にしていきたい。

高橋会長：山野貝塚の公有地化の計画はどうなっているか。

事務局：史跡範囲の87%公有地化したが、相続や隣接地の地権者の不同意などで、公有地化できないところがある。来年度は共有地部分の持ち分を購入しようと考えている。今後、丁寧に交渉を進める。

#### (4) 令和8年度文化財審議会の日程について

事務局：資料に沿って説明

質疑等なし

#### 報告(1) 山野貝塚シンポジウムの開催結果について

事務局：資料に沿って説明

濱名委員：シンポジウムに掛かった経費はいくらか。

事務局：パンフレットやチラシの印刷、講師への謝金、諸々の消耗品で50万円程度であり、国の補助金を50%いただいている。

午後3時30分終了

# 令和7年度 第4回袖ヶ浦市文化財審議会 会議次第

日 時 令和8年2月12日(木)  
午後1時30分から  
場 所 袖ヶ浦市役所3-3会議室

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 議題

- (1) 指定文化財候補について（百目木神楽）
- (2) 指定文化財候補について（蔵波八幡神社）
- (3) 令和8年度文化財保護事業について
- (4) 令和8年度文化財審議会の日程について

5 報告

- (1) 山野貝塚シンポジウムの開催結果について

6 閉会のことば



# 令和7年度 第4回袖ヶ浦市文化財審議会資料

## 目 次

|                        |   |
|------------------------|---|
| 指定文化財及び市文化財審議会にかかる根拠法令 | 1 |
| 第26期袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿     | 2 |

### 次第4 議 題

|                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 指定文化財候補について (百目木神楽)    | 3  |
| (2) 指定文化財候補について (蔵波八幡神社本殿) | 12 |
| (3) 令和8年度文化財保護事業について       | 21 |
| (4) 令和8年度文化財審議会の日程について     | 23 |

### 次第5 報 告

|                         |    |
|-------------------------|----|
| (1) 山野貝塚シンポジウムの開催結果について | 別紙 |
|-------------------------|----|

## 指定文化財及び市文化財審議会にかかる根拠法令 袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例より抜粋

### 第2章 市指定文化財

(指定)

- 第4条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち重要なものを袖ヶ浦市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者、保持者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により指定をするときは、教育委員会はあらかじめ第24条の規定により設置する袖ヶ浦市文化財審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該文化財の所有者等に通知して行う。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定により指定をしたときは、教育委員会は、当該指定文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

### 第4章 市文化財審議会

(設置)

- 第24条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し及びこれらに必要な調査研究を行うため袖ヶ浦市文化財審議会を置く。

(定数及び委嘱)

- 第25条 審議会は、非常勤の委員7名で組織し、文化財に関する学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

- 第26条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第27条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 第 2 6 期 袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿

| 氏 名                | 担当分野       | 備考           |
|--------------------|------------|--------------|
| さそう まもる<br>笹生 衛    | 有 形<br>記念物 | 再 任<br>7 期目  |
| じつかた ゆうすけ<br>實形 裕介 | 有 形        | 再 任<br>2 期目  |
| たかはし まさる<br>高橋 克   | 民 俗        | 再 任<br>10 期目 |
| なりた あつひこ<br>成田 篤彦  | 記念物        | 再 任<br>10 期目 |
| のじり たかあき<br>野尻 孝明  | 有 形        | 再 任<br>2 期目  |
| はまな とくじゅん<br>濱名 徳順 | 有 形        | 再 任<br>3 期目  |
| いぐち たかし<br>井口 崇    | 有 形        | 新 任<br>1 期目  |

任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

## 議案（１）指定文化財候補（百目木神楽）について

令和7年8月21日に開催しました令和7年度第3回文化財審議会において指定文化財候補「百目木神楽」について議論を行い、引き続き調査を行ったため結果を報告し、最終的な調書の作成に向けて意見を求めるものです。

### 1. 南房総に分布する獅子神楽について

南房総では神楽と言えば獅子神楽をさすことが多い。獅子神楽は各地の神事のはじめに奉納される。その多くは神事に先立って悪魔払いと称する祓いの意味であるとされるが、～（中略）～江戸の頃よりあった二座の房州太神楽を継承しているものが多い。

南房総には江戸の初期に房州鴨川に移住していたとする伝承のある館三太夫・藤井長太夫という伊勢派の太神楽師がいた。

田村勇『房総の祭りと芸能』2004 より引用

○近世初期 現鴨川市磯村に館三太夫が移住、太海、和田、相浜、布良で活動→どこまで活動域を広めたかは不明だが、獅子神楽自体は長狭街道沿い、久留里街道沿い広まっていく。

※藤井長太夫は現南房総市和田町松田（旧朝夷郡松田村）に居を構え、千倉、丸山、館山、三芳、富浦、岩井で活動する。明治期に水島弥之助が跡を継ぎ、弥之助神楽と呼ばれる。

延享年中（1744～1748）江戸に進出した神楽師の講を組織

館三太夫（鴨川市磯村） 藤井長太夫（朝夷郡松田） 中島平三郎（江戸）

佐藤丸右エ門（江戸）、佐藤縫之助（江戸）、高橋忠左エ門（江戸）

木村善太夫（藤沢）

→ 各地で活動するが、年に一度の上覧に参加

※久留里街道を通過か？

### 太神楽

代神楽、代々神楽、大神楽とも表記。熱田神宮から起こった熱田派や伊勢神宮内宮支配の高野の宮大明神より起こった伊勢派などがある。獅子神楽の「舞」と放下芸と呼ばれる芸事である「曲」で構成され、話芸も挟み込む。現在は伊勢大神楽、水戸大神楽などが活動し、各地を巡りながら興行している。

## 2. 磯村神楽について

### 舞の演目

1. ヤマ（獅子の幕を大きく振り、大きく舞う）
2. さがりは（ヤマと同様だが、舞い方が細かい）
3. 幣束（東西南北ごとに四方を清める）
4. 三番叟と獅子（入れ替わりながら踊る。三番叟は鈴と扇）
5. つるぎ（東西南北ごとに四方の悪魔を払う）
6. 鈴（東西南北ごとに神さまのおいでを願う）
7. 下手の舞（獅子頭を下手に持って舞う）
8. 玉取り（ひょっとこが出て獅子をからかう）

### 曲の演目

1. 一つ鞠（鞠を二本のバチで操り、体のあちこちで転がす）
2. 籠鞠（鞠が入れ替わり手際よく飛び交う。最後に黒い房に鞠がぶら下がる）
3. 刀（刀を二本つないで体に立てる）
4. バチ（バチ5本、鞠六個を取り分ける）
5. 滑稽（滑稽な演劇）
6. 茶碗（茶碗五個を顔に立てたり、糸でまわす）
7. 傘（傘の上で茶碗や榊をまわす）
8. 松明（松明5本を取り分ける）

### 掛け合い

※演目は田村勇『房総の祭りと芸能』2004によるが、いつの時点の演目か不明

家族を基本に弟子を取りながら活動し、代々館三太夫を襲名していたが、明治4年、植村三太夫を名乗り始める。昭和14年に東京へ進出して活動し、明治43年生まれの植村三太夫を最後に廃業する。

※弥之助神楽は昭和15年ごろに廃業している。

### 3. 獅子神楽の広がり

○神楽奏楽につき願い 練木村 (君津市小糸川流域)

神楽奏楽につき願い 元禄三年八月

御願書

一 御神楽 老体 但シ木製通常調 (彫) 刻

右者今般、村方氏神帝釋天王宮江、往古神代天地開闢、天ノ岩窟之御祈禱ヲ像リ、当村内一統幸福之為メ、歳々二月九日奉祈禱、同九月九日祭礼之度并ニ臨時御祈禱之節、御奏樂致度旨、此段御許可相成度偏ニ御願申上候、以上

元禄三庚午年八月

(後略)

○神楽出入証文柳城村

※柳城村、名殿村、利根村は小櫃川上流域 松岡地区

神楽出入証文 寛政一一年六月

取替証文之事

訴訟方 柳城村  
惣百姓

相手方 名殿村  
同断

一神楽出入 同 利根村  
同断

右中郷組三ヶ村祭礼之儀、古来棒踊ニ而相濟候処、五拾年以前方神楽獅子ニ相成候儀者、幸柳城村ニ而神楽獅子求置候間、右中郷組相談之上ニ而右三ヶ村神楽獅子ニ相廻シ来候処、此度獅子修復之儀ニ付争ひニ相成候儀者、柳城村申候ハ、三ヶ村三ツ割を以神楽獅子一ヶ年預与申、名殿村申候儀者、右三ヶ村軒別割を以一ヶ年預与申之

(中略)

軒別半分、村割半分ニ而割合仕候様扱を入相極申候、且踊錢之儀ハ祭当番之節、神楽大夫ニ而相頼候節ハ、門老軒ニ付四十八文宛、神楽大夫相頼不申節ハ、門老軒ニ付四文ツツ出錢候而

(後略)

50年以前から獅子神楽を奉納している

神楽大夫 (館三太夫：磯村神楽) を呼ぶ時、呼ばずに自分たちで舞う時がある

獅子神楽分布（館山、鴨川、南房総、鋸南、勝浦）

※黒丸は詳細不明、推定



獅子神楽：伊勢大神楽の影響を受けた獅子舞

- ・二人立ち一頭舞であり、ゆったりとした導入、幣、鈴、剣の舞、最後は獅子が狂い遊ぶ
- 天岩戸伝説の口上、曲芸や喜劇、これらの要素を複数持つ獅子舞

獅子神楽分布（木更津、君津、富津、袖ヶ浦、市原、大多喜、いすみ、御宿、茂原、白子、一宮、長柄、）

※黒丸は推定（詳細不明）

茂原市

本小轡、台田、大登、黒戸、木崎



獅子神楽：伊勢大神楽の影響を受けた獅子舞

- ・二人立ち一頭舞であり、ゆったりとした導入、幣、鈴、剣の舞、最後は獅子が狂い遊ぶ
- 天岩戸伝説の口上、曲芸や喜劇、これらの要素を複数持つ獅子舞

#### 4. 袖ヶ浦への伝播

17世紀後半に成立した「飽富神社唯一社頭年中行事帳」に見られる神楽5座  
幣、太刀、矛、四方拜、散米

|   |                       |              |
|---|-----------------------|--------------|
| 日<br>中<br>午<br>の<br>刻<br>神<br>事<br>な<br>り | 奉<br>幣                | 神<br>主       |
| 取<br>次                                    | 社<br>人                |              |
| △中<br>臣<br>祓<br>一<br>座                    | 社<br>人<br>同<br>音      |              |
| ○神<br>楽<br>五<br>座                         |                       |              |
| ○幣  | ○太<br>刀               | ○矛           |
| ○散<br>米                                   | チ<br>ワ<br>キ<br>ト<br>モ | ○四<br>方<br>拜 |

→これらは磯村神楽系統に含まれる演目ではなく、江戸里神楽系統と思われる  
現に飽富神社は神楽舞に使用したと思われる面を所有する。



現在の飽富神社祭礼には獅子神楽である市指定文化財「神納神楽ばやし」が奉納  
される。



→ 確実ではないが、18 世紀後半に神納では獅子神楽が行われていないと思われる。また、百目木には文政九（1826）年の神楽櫃が所在する。

なお、明治四十三（1910）年、古老からの聞き取りにより近世の坂戸神社祭礼を描いた「坂戸神社古式祭典図巻」には神楽宮に納められた獅子頭が存在する。

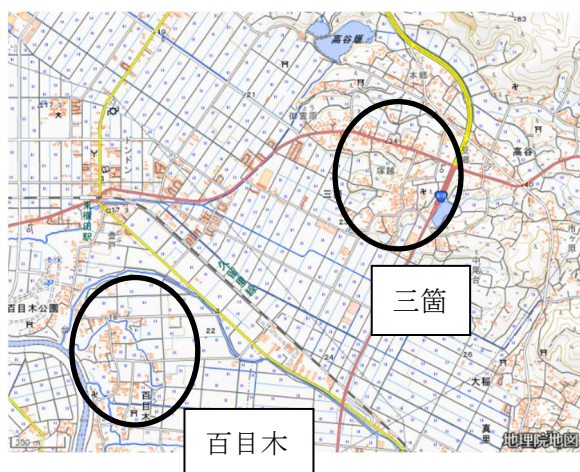


→ 袖ヶ浦市内に広まったのは 19 世紀前半と考えられる。

#### 4. 近隣集落との比較

○ 三箇の獅子神楽

- ・ 世帯数：403、人口：808
- ・ 主な神社：御霊神社（旧村社）、八坂神社



○三箇の獅子神楽について

百目木にはない剣があり、舞の内容もかなり異なり類似性が低い

○伝承者からの聞き取り内容

・いつから行っているか

→ いつから、誰から習ったとかの伝来については不明。明治38年生まれの祖父の時代には既に盛んだった。祭りばやしは横田の小路から来たと聞いている。

・獅子神楽の奉納はいつか

→ 7月の祭礼のとき。神社で舞う。その後、神輿渡御に合わせて集落の辻々で舞う。

・神輿はいつからあるか。

→ わからないが、江戸時代にはあったそう。聞いた話では、史料はないけれど、三箇の光福寺が買ってくれたと言われている。

・祭礼日はいつか。

→ 昔は9月1日、今は7月海の日の日曜日。

近隣ではあるが、獅子神楽の内容は異なり、神輿を有するなど、祭礼の内容も異なる。

## 5. 神輿について

### 百目木周辺の近世神輿

○君津市浦田久留里神社

久留里城のふもとに所在し、弘化三（1846）年、久留里藩主黒田直静による神輿の修繕奉納が記録されている。

○君津市久留里市場神明社

天保十（1839）年の新造が記録された神輿を有する

○飯縄神社（君津市末吉）

近世後期と見られる神輿を有する

○真里谷八坂神社（木更津市真里谷宿）

大正年間に修理したと伝わる神輿を有し、近世後期に持っていた可能性が高い

○三箇八坂神社（袖ヶ浦市三箇）

聞き取った口伝だが、近世に光福寺からいただいた神輿を有する。

## 近世以降

- 君津市久留里市場八坂神社（君津市久留里市場）  
上記神明社の摂社、大正～昭和初期と思われる神輿を有する
- 君津市俵田八坂神社  
明治二十二（1889）年に高滝神社から神輿を譲り受けたとされる。
- 木更津市下内橋諏訪神社  
平成二年に製作した神輿を有する。
- 木更津市真里谷八幡神社  
平成の初めに神輿を作る
- 木更津市茅野羽雄神社  
神輿を有するが年代不明

→久留里藩領域、及び百目木周辺に神輿文化が無かったわけではない。百目木と文化的に結びつきが強いと思われる真里谷宿は、近世に持っていた可能性が高い（経済力の問題か？）

→俵田では明治期に神輿を持つも、現在は担がずに獅子神楽の奉納のみが行われている。

→獅子神楽の奉納を祭礼の本質に置き、神輿渡御へのこだわりが薄いのか？

## 6. まとめ

17世紀、伊勢派の大神楽師、館三太夫が鴨川に移り住み、周辺で興業する。延享年間、神楽講を組織し年に一度、江戸でも上覧する。

次第に周辺地域で獅子神楽を習う者が現れ、長狭街道、久留里街道沿いの地域へ広まっていく。市内で獅子神楽を舞い始めたのは19世紀前半であると考えられ、百目木の獅子神楽もその一つである。

現在行われている百目木地区の祭礼では、祭囃子を奏でながら地区内5か所の社等を回り、各地で獅子神楽を奉納する。このスタイルは近世から続いていると考えられる。また、近隣の三箇とは舞の内容が異なり、教わった人間が異なる。これは、近世久留里藩領と領外との文化的な差を表わしている可能性がある。

現在でも百目木神楽は盛んに活動しており、地域的な結びつきが強いために、受け継がれていくと思われるが、市の文化財に指定することにより、万一に備えた保護を行う事が適当と考える。

## 議案（２）指定文化財候補（蔵波八幡神社本殿）について

かねてより市内に所在する社殿の中でも古式であると知られていた蔵波八幡神社本殿について、地元住民の要請により実見したところ、指定文化財候補として調査を進めるべきかと考え、文化財審議会において意見を募るものです。

### 1. 蔵波八幡神社の沿革と過去の調査

#### 2 八幡神社

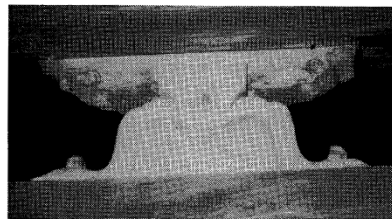
蔵波49

**沿革** 社伝によると、応永2年（1395）に京都の石清水八幡宮を勧請し、天正8年（1580）8月に現在地に再建したといわれる。

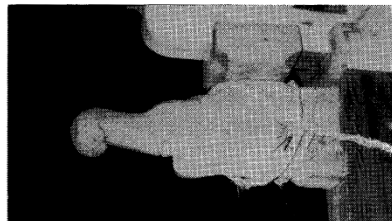
**社殿の構成と建設年代** 本殿は瓦葺・切妻造の覆屋のなかに建つ三間社流造で、屋根は板張である。覆屋は大震災後の再建と推定され、拝殿は昭和49年の再建である。しかし、本殿そのものは、次に述べるように様式が中世末期の特色を示し、伝承のいう天正8年頃の時期の建設と考えられる。ただし、18世紀後期に大修理を行っており、このときに部材の多くを取り替え、墓股や木鼻のような装飾的部材はもとの部材の形を模して作っている。大震災でも被害を受け、屋根、懸魚、高欄等を新材に取り替えている。

**建築様式の特徴** 本殿で中世末期らしい特色を示すのは、③身舎と向拝をつなぐ海老虹梁のなだらかな曲線状の形、⑥墓股の杵の肩が張り、また全体の背が高いこと、④向拝頭貫木鼻の象鼻の素朴な形、④身舎の実肘木が桁から作り出した通し肘木になっていることである。しかし、これらの部材は、いずれも

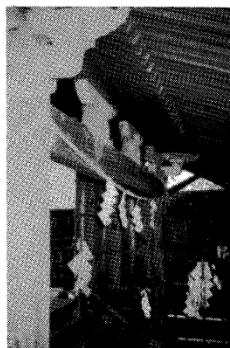
江戸時代のもものと判断され、また墓股の工作は、中世の作である永地の諏訪神社（No.1）のものに比べると、ていねいなものではなく、後世の模作と判断される。



③向拝の墓股



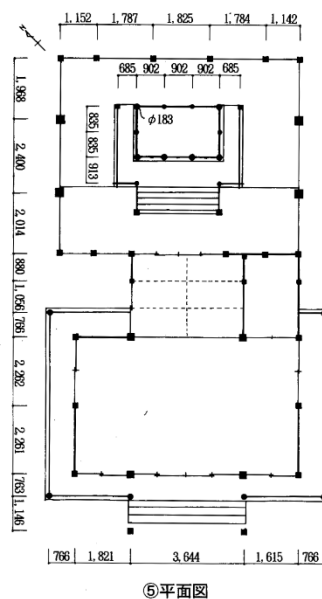
④向拝の木鼻の象の彫刻



①本殿の向拝正面



②本殿の側面



⑤平面図

平成6年『袖ヶ浦市史基礎資料調査報告書4 袖ヶ浦の建造物』

## 2. 蔵波八幡神社本殿写真



幣電から本殿



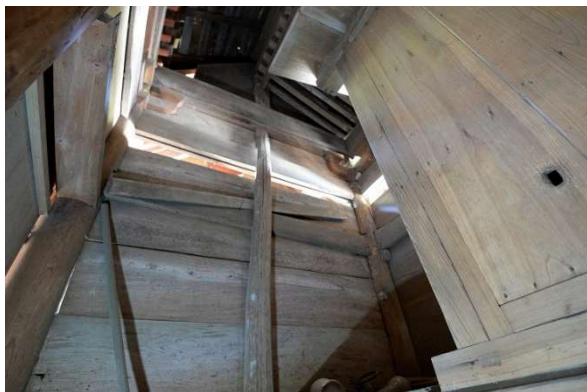
本殿内



本殿内に納められた札  
(2001年御札第1号記念)



本殿内の内殿 (扉が付属)



本殿内西壁



本殿内東壁  
立てかけられた部材は大正年間



本殿西側側面



本殿東側側面



本殿下部の柱（東から）



本殿下部の柱（北東から）



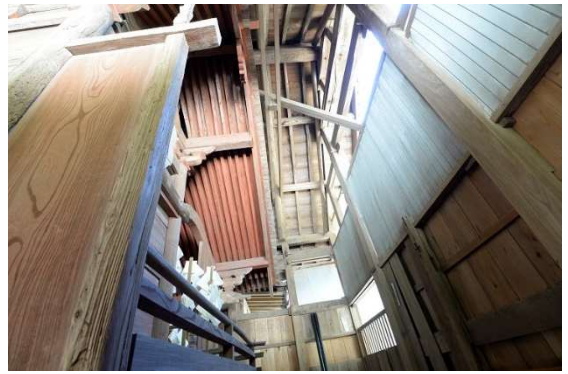
本殿下部の柱（南西から）



本殿東側面と屋根



本殿背面と屋根（西から）



本殿西側面と屋根（北から）



本殿屋根（南西から）



本殿屋根②（南西から）



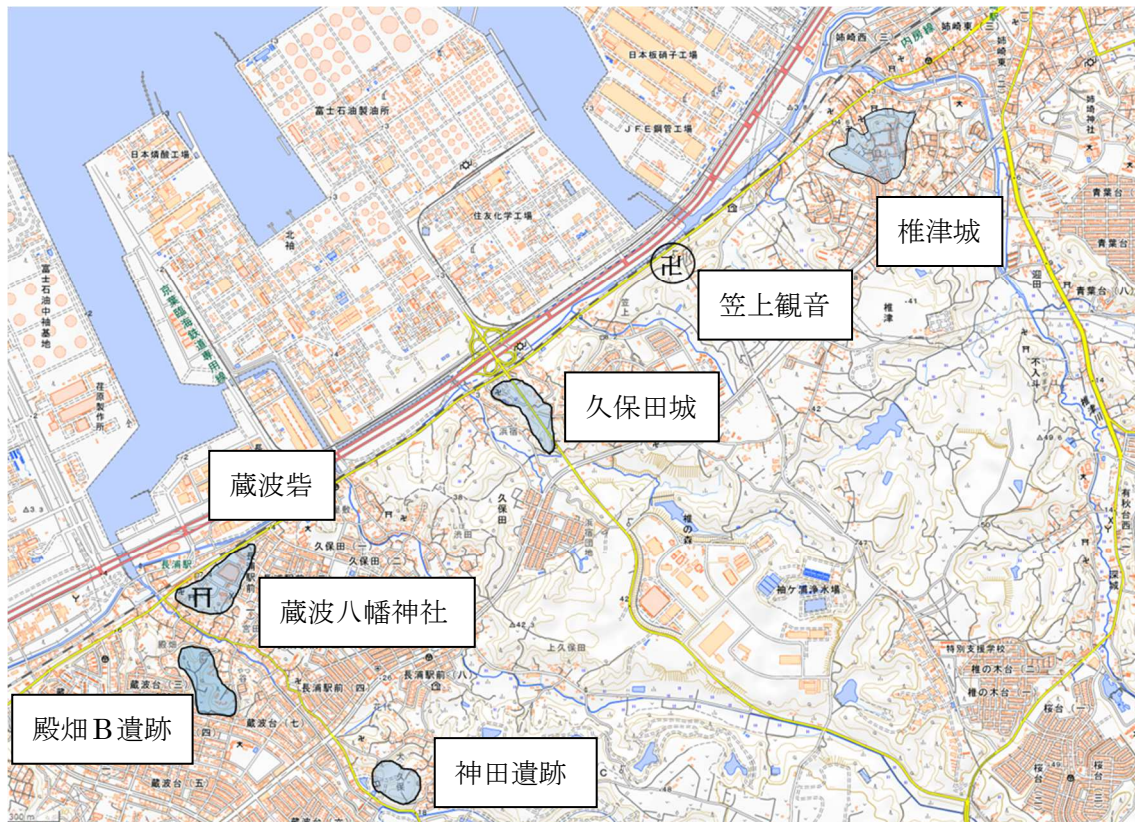
本殿垂木（わずかに反り返る）



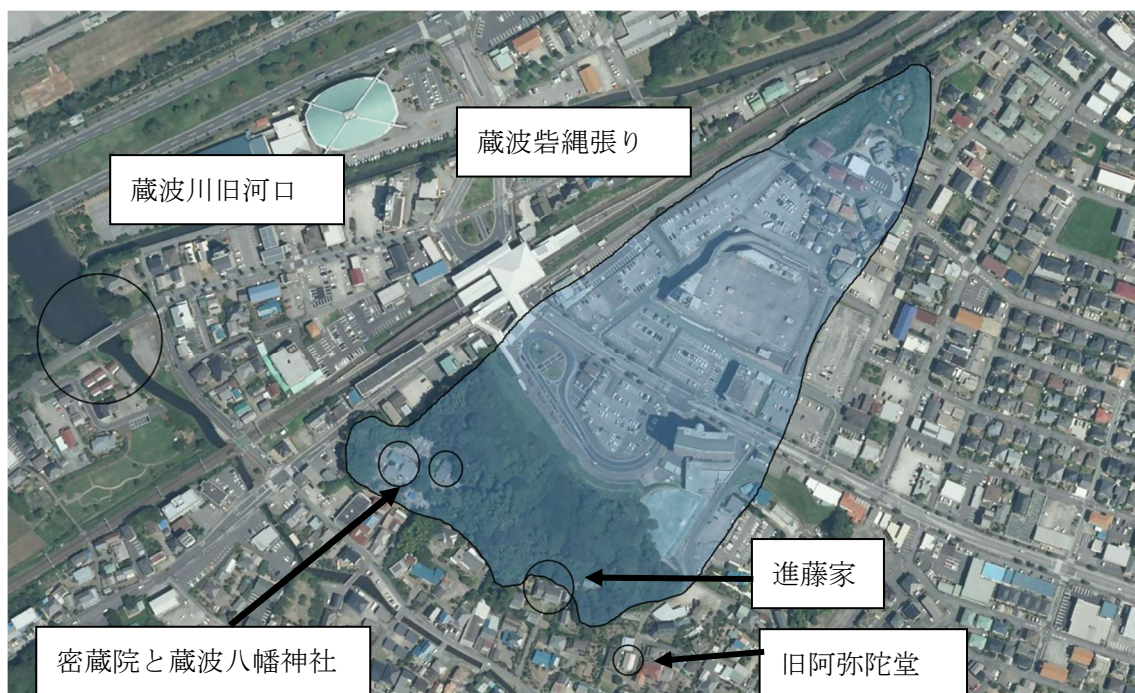
落下した屋根材

### 3. 周辺環境

蔵波八幡神社周辺は中世の景観を強く残している



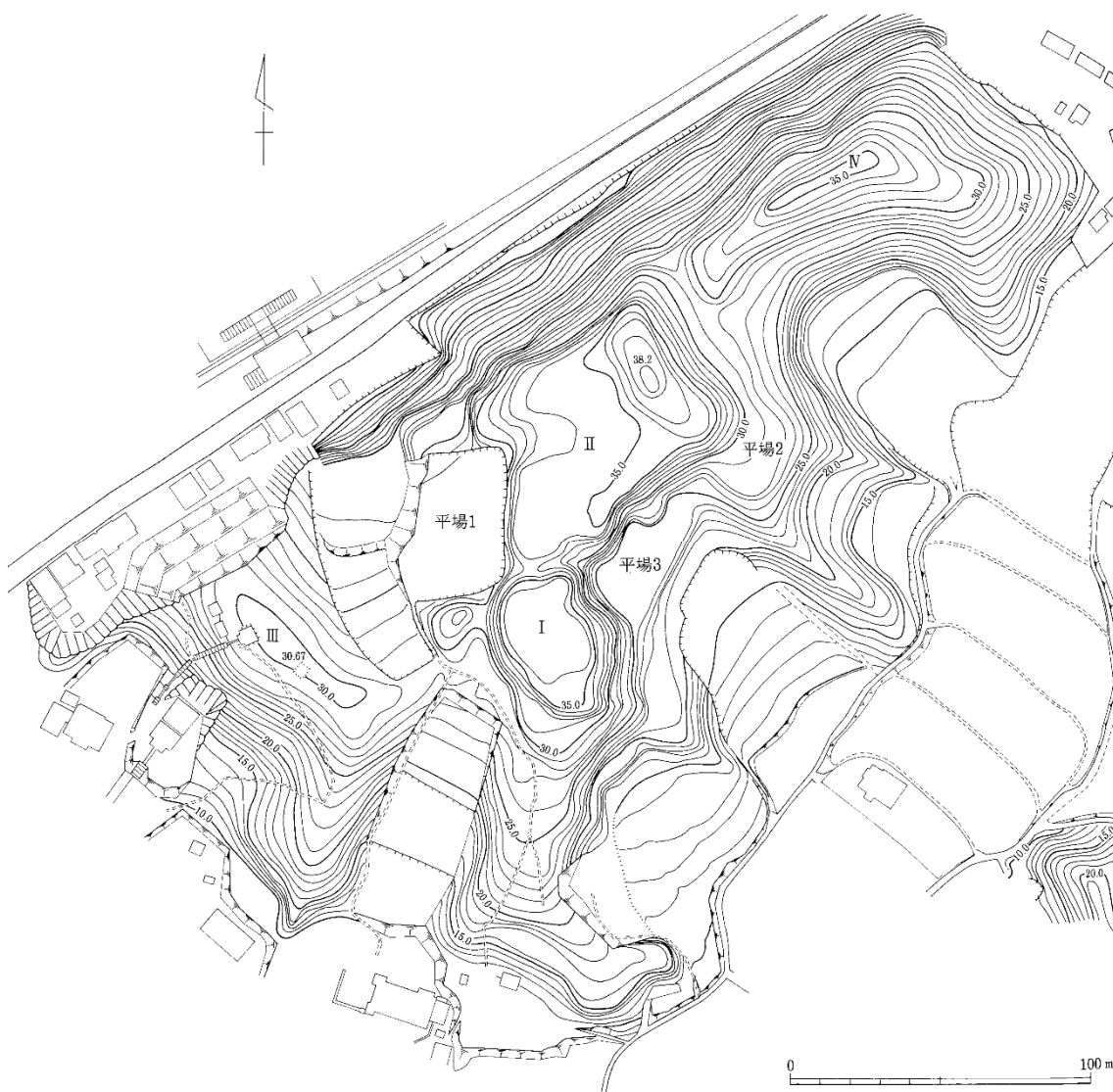
蔵波八幡神社は元々蔵波辺田に所在していたが、天正八（1580）年、現在の蔵波砦中腹に移築されたと口伝により伝わっている。



## 蔵波砦

中世山城、築城年代不明、支配者は明確ではないが、沖合で北条方との戦闘があった記録があり、小櫃川中流域の横田が里見氏により支配されていたと事（葛田家文書）と併せ、里見氏方が差配していたと見られる。発掘調査の結果、2回の改修が確認され、利便性をあげて防御力を低下させる傾向が見られる。

長浦駅前土地区画整理事業により大部分が失われ、現在はⅢの曲輪を残すのみである。



## 蔵波砦復元図

(2002 財団法人君津郡市文化財センター 『蔵波砦跡 長浦駅前』 より)

## 密蔵院

蔵波八幡神社に隣接する寺院。創建年月不詳。かつての八幡神社別当寺。本尊の阿弥陀如来坐像は袖ヶ浦市史基礎資料調査報告書『袖ヶ浦の仏像・仏具』によると、鎌倉末期の作像と報告されている。



阿弥陀如来坐像

像高：46.0 cm

造り：木造、玉眼、金箔

## 旧進藤家住宅

現在は袖ヶ浦市郷土博物館に移築されている近世後期の住宅だが、元々は蔵波砦の中腹、周囲の集落を見下ろすような位置に所在していた。所有者であった進藤氏は元近藤姓であり、元里見方の家臣で蔵波砦の城宰であったという家伝を持つ。



旧進藤家住宅

## 旧阿弥陀堂

現在は老人いこいの家として活用されている旧阿弥陀堂。中に仏像があると伺っているが、未調査である。周辺は墓地が多く、五輪塔の一部などの石造物が散見される



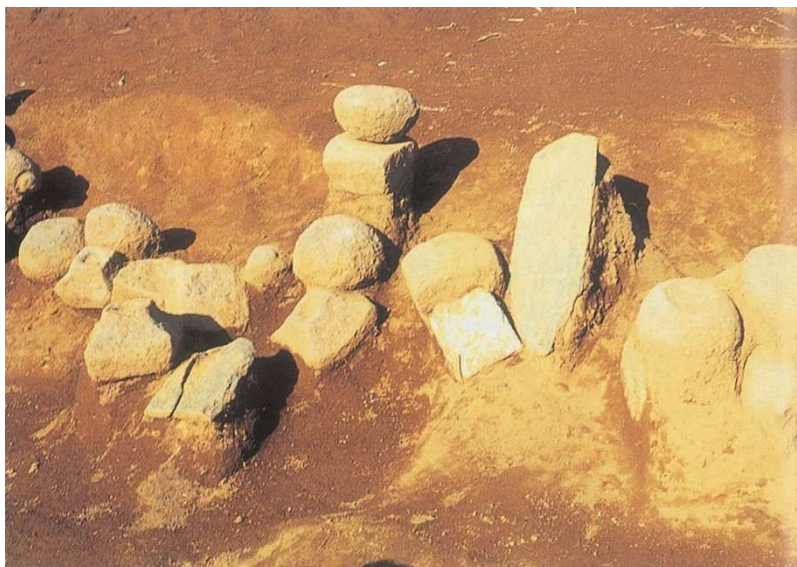
## 久保田城・椎津城

久保田城は浜宿川右岸の台地先端に作られた城で、永禄 10（1567）年、千葉胤富から上総大台の井田氏に宛てた書状の中で、里見氏が久保田に築城した事が報じられている。また、久保田城の北東 2.5 km の地点にある椎津城は、上総武田氏の築城とも言われるが、里見氏や北条氏の勢力が入り乱れる事となる。天正 5（1577）年、長年対立してきた里見氏と北条氏の和睦がなされ、両城ともに北条方の支配に落ち着いた。



### 殿畑B遺跡・神田遺跡

市内では中世集落が検出された事がない。居住域が現在の集落と重なっている事が原因と思われ、主に台地上の墓域が発見される。中でも蔵波川上流の神田遺跡からは延文元（1356）年銘の板碑を含めて、板碑11点、五輪塔、地下式坑4基が出土している。殿畑B遺跡でも板碑1面、五輪塔の水輪3点、空輪2点が出土し、中世蔵波地区における墓域として機能していた。



神田遺跡五輪塔、板碑出土状況

### 笠上観音

かつては笠上観音と呼ばれる寺院が所在し、県内最古である正嘉二（1258）年銘の板碑が所在していた。近世には笠上が瘡神に通じるため、疱瘡治療のご利益を求めて江戸からも参拝を受けていたが、明治六年に観音像は久保田正福寺に移され、廃寺となった。



笠上観音板碑拓本（個人蔵）

### 議題（３）令和８年度文化財保護事業（案）について

令和８年度に実施予定の文化財保護事業について説明するので、ご意見を伺うものです。

| No. | 事業名             | 目的・内容  | 時期・回数 | 対象・人数 |
|-----|-----------------|--|-------|-------|
| 1   | 文化財審議会関係費       | 市指定文化財の指定及び文化財の保存・活用に関して、教育委員会の諮問に応じて意見を答申するとともに必要に応じて調査研究活動を行います。   | 定例会４回 | 委員 ７人 |
| 2   | 総合的な文化財の保存・活用事業 | 市内の文化財について、調査研究を行い、重要なものについては、指定文化財に指定し保護します。また、劣化しやすい資料の保存処理や文化財所有者が行う修理及び維持管理の補助等により、文化財の適切な保存・管理を行います。さらに、文化財に関する講座等やホームページ等により文化財等の周知を図ることで、地域の文化や歴史への理解や郷土愛を高めます。失われる危険のある文化財について、記録保存の措置をとります。文化財の普及啓発に努め、公開活用事業を行います。<br><br>○文化財補助事業<br>指定文化財所有者・管理者に補助金を交付し、適切な維持管理を行う。<br>○民俗・伝統芸能保護・継承事業<br>民俗芸能を継承する団体及び個人に対して支援などを行う。現在行われている民俗芸能に対して記録保存を行う。<br>○活用事業 指定文化財特別公開<br>○埋蔵文化財保存活用事業<br>劣化しやすい資料を適切に保存処理し、活用する。（鉄製品保存処理（樁古墳群鉄製品））<br>○その他<br>全国史跡整備市町村協議会・千葉県史跡整備市町村協議会への参加 | 通年    |       |
| 3   | 埋蔵文化財整理棟施設管理事業  | 埋蔵文化財保護にかかわる施設の維持管理に努めます。  | 通年    |       |
| 4   | 埋蔵文化財調査事業       | 市内の各種開発事業と埋蔵文化財の保護について調整を図り、開発によって消滅する遺跡については、埋蔵文化財発掘調査を実施し記録保存を行います。また、記録した成果は、発掘調査報告書として刊行し、公開することで埋蔵文化財の周知及び活用を図ります。<br><br>○市内遺跡<br>確認調査・個人住宅建設等に伴う本調査、整理報告書刊行<br>○民間開発事業  | 通年    |       |

|     |            | 発掘調査未定<br>○開発事業に伴う試掘   |       |       |
|-----|------------|--|-------|-------|
| No. | 事業名        | 目的・内容  | 時期・回数 | 対象・人数 |
| 5   | 山野貝塚保存活用事業 | <p>国史跡山野貝塚について、史跡山野貝塚整備基本計画に基づき、整備実施設計の作成等整備を進めます。また、山野貝塚ボランティアとの協働による史跡ガイドや環境整備の実施、山野貝塚の特徴を活かした活用イベントの開催等により、史跡の保存・活用を進展させます。</p> <p>○整備工事<br/>○史跡の公有地化<br/>○史跡の維持管理（草刈り）<br/>○整備の実施設計<br/>○イボキサゴ採取、縄文食体験会の開催、講演会の開催<br/>○山野貝塚カードの活用<br/>○ボランティア組織の運営</p> | 通年    |       |

#### 議題（４）令和８年度文化財審議会の日程調整について

令和８年度の文化財審議会の開催候補日を以下のとおり挙げますので、日程の調整についてお願いいたします。

| 日 時  | 内 容（案）  | 場 所  |
|--|---|--|
| 5月14日（木）<br>または<br>5月28日（木）<br>午後1時30分<br>～  | 議題<br>（１）令和８年度文化財保護事業の方針について<br>（２）百目木神楽の諮問案について<br>（３）令和８年度文化財審議会の日程について<br>報告<br>（１）令和７年度文化財保護事業の報告について | 5月14日<br>袖ヶ浦市役所会議室<br>3-3（北庁舎3階）<br>5月28日<br>袖ヶ浦市役所会議室<br>3-1（北庁舎3階） |
| 8月20日（木）<br>または<br>8月27日（木）<br>午後1時30分<br>～  | 議題案<br>（１）百目木神楽の指定について（諮問）<br>（２）袖ヶ浦市指定文化財候補について  | 袖ヶ浦市役所会議室<br>3-3（北庁舎3階）  |
| 11月5日（木）<br>または<br>11月12日（木）<br>午後1時30分<br>～ | 議題案<br>（１）百目木神楽の指定について（答申）<br>（２）袖ヶ浦市指定文化財候補について  | 袖ヶ浦市役所会議室<br>3-3（北庁舎3階）  |
| 2月25日（木）<br>または<br>3月4日（木）<br>午後1時30分<br>～   | 議題案<br>（１）令和８年度事業の方向性について<br>（２）袖ヶ浦市指定文化財候補について   | 袖ヶ浦市役所会議室<br>3-3（北庁舎3階）  |



## 報告（１）令和７年度山野貝塚シンポジウムの開催結果について

令和８年２月７日（土）に袖ヶ浦市民会館大ホールで開催しました、令和７年度山野貝塚シンポジウムの実施結果について報告するものです。

### １ シンポジウム実施結果について

日時 令和７年２月７日（土） １０：００～１５：４５ （開場９：３０）

場所 袖ヶ浦市民会館大ホール

日程

１０：００～１０：０５（５分）

開会あいさつ 鴫田教育長

１０：０５～１０：３５（３０分）

「報告１ 山野貝塚の集落の形と今後の整備について」

袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課 大河原 務

１０：３５～１１：０５（３０分）

「報告２ 千葉県における中央窪地型環状集落」

千葉市立加曽利貝塚博物館 松田光太郎

１１：０５～１１：３５（３０分）

「報告３ 加須市長竹遺跡の調査と集落形について」

公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団 黒坂 禎二

１１：３５～１２：０５（３０分）

「報告４ 神奈川における縄文時代後晩期集落と地形」

公益財団法人かながわ考古学財団 阿部 友寿

１２：０５～１３：１０ 休憩（イボキサゴの出汁を使ったおでんの販売）

１３：１０～１４：１０（６０分）

「講演 環状盛土遺構と環状列石の構造と景観」

千葉大学大学院人文科学研究院教授 阿部 昭典

１４：１０～１４：３０ 休憩

14:30～15:45 (75分)

「ディスカッション 山野貝塚のムラの形の意味を探る」

○一般参加者 176名

## 2 シンポジウム風景

